

いじめ防止基本方針（保護者向け）

本校は「いじめ」を許しません

本校では、すべての子どもが安心して過ごせる環境を大切にしています。

いじめは、どんな子にも起こり得る深刻な問題です。だからこそ、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で、未然防止・早期発見・迅速な対応に取り組みます。

そのために、以下のような体制と取り組みを行っています。

○学校の対応体制

- ・「いじめ防止対策委員会」を設置し、校長、教頭、学部主任、養護教諭、学級担任などが連携して対応します。
- ・日常的な児童生徒の観察、アンケート調査、保護者からの情報提供などを活用し、兆候を見逃さないよう努めます。

○未然防止と早期発見の取り組み

- ・学校教育活動全体を通じて、思いやりの心を育てる指導を行います。
- ・教職員は日常の様子を丁寧に観察し、変化や兆候に気付けるよう努めます。
- ・年3回（5月・11月・2月）に「仲よしアンケート」を実施し、児童生徒の変化を把握します。
- ・保護者にも家庭でのチェックリスト記入をお願いし、学校と連携して早期発見に努めます。

「いじめ」とは

いじめとは、特定の子どもに対して、他の子どもが心理的・物理的な苦痛を与える行為であり、本人が苦痛を感じていれば「いじめ」と判断します。無視、悪口、暴力、ネット上の中傷なども含まれます。

いじめ解決への対応

被害を受けた子には…

- 安心できる環境を整えます。
- 心のケアを行います。
- 活動できる場をつくり、認め、励みます。

いじめをしてしまった子には…

- 行為の重大さや他者の痛みを理解できるように指導します。
- 必要に応じて改善のための支援をします。

周囲の子どもたちには…

- 傍観せず、思いやりのある行動ができるよう指導します。
- 望ましい人間関係づくりを支援します。

保護者の皆さまには

- 相談があった場合は、複数の教職員で対応します。
- 面談を通して、状況を丁寧に説明します。
- 必要に応じて教育委員会・警察・医療機関と連携します。

いじめの解消について

以下の2点を満たした場合、いじめが解消されたと判断します。

- ① 苦痛を与える行為が3ヶ月以上止まっている。
- ② 本人が心身の苦痛を感じていないと確認できた。

※いじめが解消された後も、学校は継続的に幼児児童生徒の様子を見守り、必要に応じて支援を行います。

重大事態への対応

- ・自殺企図、長期欠席、重大な暴力や金品の被害などがある場合は「重大事態」として教育委員会に報告します。
- ・必要に応じて保護者説明会を開き、誠実に対応します。

